

分担金・拠出金の名称		アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）拠出金	拠出金等の種別			総合評価
拠出先の国際機関等の名称		アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）情報共有センター（ISC）	任意拠出金	平成29年度 予算額 （当初予算）	50,247千円	A
国際機関等の概要及び 成果目標		(1)当該機関の設立経緯等・目的 アジア地域における海賊・海上武装強盗対策のため、協定に基づき2006年にシンガポールに設置。海賊・海上武装強盗に関し、締約国間の情報共有の促進、独自情報の収集・分析・発信、締約国の能力構築支援を実施している。毎年1回、シンガポールで締約国（現在20か国）代表からなる総務会を開催し、事務局からの活動報告を受け、活動計画・予算を承認している。我が国は、同協定に基づき設立された情報共有センター（ISC）に事務局長を派遣し、ISCを適切に運営するとともに、総務会、上級実務者会合、能力構築ワークショップ等の事業の開催に向けた財政支援を行っている。 (2)拠出に当たっての成果目標 本拠出により事務局長を派遣し、当該機関の事業を支援することにより、アジア海域におけるハイジャック等の重大な海賊・海上武装強盗事案の発生を防止・抑止し、「積極的平和主義」と海における「法の支配」を掲げる我が国の決意を示し、指導力を発揮することを目標とする。				
分類	評価基準	実績・成果等				
I 当 該 機 関 等 の 活 動 ・ 組 織 に つ い て	1 当該機関等の 専門分野における 活動の成果・影響 力	・2016年に発効10周年を迎えたReCAAPは、我が国を含むアジア地域の海上安全にとって極めて重要な海賊・海上武装強盗対策のための①情報共有、②能力構築、③協力をその活動の三本の柱に掲げ、地域協力を強化すると同時に、アジアにおける海賊・海上武装強盗対策に関する情報のハブとなるという目的を有している。また、ReCAAP ISCは、2020年までにCentre of Excellenceになることを目標としており、①情報共有構造改善、②法執行機関との協力、③海洋コミュニティとの関係強化、④メンバーシップ拡大、⑤他の利害関係者との協力、⑥知名度向上のためのプロファイリング及び宣伝の分野における取組を強化していくとしている。 ・情報共有については、2006年にウェブ上に保護された情報ネットワーク・システムを立ち上げ、2012年にはモバイル・アプリケーションを導入するなど円滑な情報共有体制の構築に努めている。このシステム上の情報は随時更新されており、関係国・機関、さらには海運業界とも共有することで各国の海賊対処を効率的なものとするほか、地域・国際協力の促進に大きく寄与している。加えて、海賊・海上武装強盗事案の傾向等の分析や、能力構築事業の報告等を含む週報告、月報告、四半期報告・半期報告・年次報告が各国にメール送付されるとともに、ホームページ上で公開されている。また、ハイジャックなど重大な事案については個別の分析・報告書が作成され、各締約国にメール送付されるとともに、ホームページ上で公開されている。 ・2016年11月、ReCAAP ISCは、フィリピン南部のスルー海域情報を発出し、海賊・海上武装強盗被害に遭遇する危険性についての注意喚起を行い、同海域を航行する日本船舶の安全航行に貢献した。その他、タンカー等の民間商船向けの海賊・海上武装強盗対策ガイド等を作成・公表しており、海運業界から高い評価を得ている。 ・能力構築支援については、能力構築ワークショップ、上級実務者会合、クラスター会合を毎年開催し、さらに、他国と日本の海上保安庁が行う合同訓練に参加するなど、各国海上保安当局の海賊対策に係る専門的能力の向上・連携強化に努めている。 ・設立当初は、協定締約国はアジア地域内の国のみで、締約国数も14か国であったが、現在では、米国やオーストラリア等のアジア地域外の国も当協定の締約国となり、締約国数は20か国まで増加している。航行の自由、海における法の支配を確保する上で、海賊・武装強盗対策は重要であり、シーレーンの安全確保は、日本のみならず、国際社会全体の平和、安定及び繁栄にとって死活的に重要。こうした観点から、海運団体や国際海事機関（IMO（2007年））、国際刑事警察機構（インターポール（2012年））等の他の国際機関とMOUを締結し、情報共有等を通じた協力強化に努めている。その他、ISCは、HACGAM（アジア海上保安機関長官級会合）にオブザーバーで参加し、各国海上保安当局との連携を強化している。また、ISCは海賊対策のための国際協定に基づく初めての国際機関として地域協力のモデルとして評価されており、具体的には、「ソマリア沖・アデン湾の海賊対策に係るジブチ行動指針」は、ReCAAPのモデルを参考として東アフリカに海賊対策の情報共有センターを設立した。 ・また、事務局長によるプレス対応、週報告、月報告、四半期報告、半期報告、年次報告の発出、能力構築ワークショップの開催に際してのプレスリリースの発出、G7やARF等の各種会合への出席等、積極的な広報活動を行っている。このようなReCAAPの取組は国際社会において高く評価されており、G7においても、2016年の「海洋安全保障に関するG7外相声明」でもReCAAPの取組に言及するなど、その重要性が取り上げられており、また、G7伊勢志摩首脳宣言も同声明を支持している。さらには、2017年のG7のイタリア議長下でも同様にReCAAPの取組が重要視されている。 ・ISC設立以来、日本は、財政的な貢献のみではなく、事務局長を含む2名の職員を派遣することにより人的な貢献も行っている。さらに、年に一度の総務会において、今後の方向性を含め議論をリードしている。また、ISCの活動活性化に向け、シンガポールといったISCの本部所在国とも緊密に連携している他、各種会合等を日本で開催し、日本の考えを反映してきている。				

	2 当該機関等の組織・財政マネジメント	・ISCの活動は、事務局長報告書や年次報告書として総務会に報告されており、年次報告書は対外公表されている。財政運営については、毎年の総務会への会計報告に加え、外部監査機関による監査を受け、報告書が提出されている。これら報告書を踏まえ、総務会において予算の議論が行われ、将来の予算に反映されている。 ・締約国は増加しているものの、ISCの財政運営は任意拠出に依存しているため、毎年コスト削減に取り組んでいる。 ・外部監査機関による監査報告書では、否定的な指摘・評価はなされていない。
Ⅱ 当該機関等と日本との関係について	3 日本の外交課題遂行における当該機関等の有用性	・ReCAAPへの貢献は、巡視船供与等のアジア諸国の海上法執行機関の能力向上支援と同様、「海における法の支配」を維持し、「開かれ安定した海洋」を確保するための取組であり、我が国の重要外交課題である「積極的平和主義」の具体例。また、ReCAAPが収集・分析・発信する海賊・海上武装強盗に関する情報は、我が国海上保安庁、海運業界が海賊・海上武装強盗対策を講じる上で有益。主要ドナーである我が国が拠出を減額した場合、アジアの海賊・海上武装強盗対策に支障を来し、我が国の重要外交課題の達成が困難になりかねない。 ・我が国によるReCAAPへの貢献は、巡視船供与等のアジア諸国海上法執行機関の能力向上支援と同様、「海における法の支配」を維持し、「開かれ安定した海洋」を確保するための取組であるが、ReCAAPは国際機関として締約国間の情報共有・能力構築・協力を促進し、その成果を締約国との間で共有されるところ、我が国が独自に行っている取組を補完する役割を担っている。 ・ISC設立以来、我が国は事務局長を派遣している他、第二の拠出国として、年に一度の総務会等において、実質的な意思決定プロセスにおいて大きな影響力を保持。また、2020年までにCentre of Excellence になるための目標に関する議論においても、プロファイル向上の重要性等、日本の意見が多く反映されている。年に一度の総務会での接点に加え、各種会合における接点があり、活動の方向性を含め緊密に連携している。 ・2016年11月、ReCAAP ISCによる情報共有を受け、外務省海外安全ホームページにおいてフィリピン南部のスルー海域の広域情報を発出し、海賊・海上武装強盗被害に遭遇する危険性についての注意喚起を行い、同海域を航行する日本船舶の安全航行に資する情報を提供することができ、国民、企業等の安全確保に貢献した。
	4 当該機関等における日本人職員・ポストの状況等	・ISC職員16名中、日本人職員は事務局長を含む2名(12.5%)であり、前年の同時期と比較して、実績数は変化していない。日本は2006年のISC設置以来、歴代事務局長を派遣し(2016年4月に新たに黒木事務局長が就任)、さらに海上保安庁職員を事務局長補(プログラム担当)として派遣(派遣費用は派遣国負担)。こうした我が国のReCAAPへの人的・財政的貢献は、他の締約国から高く評価されている。 ・我が国の拠出額はシンガポールに続き2位。日本を除く派遣国は、中国、韓国、インド、タイ、フィリピンからの1名ずつであり、その他はシンガポール現地職員。他の派遣国と比較して、適正な日本人職員数とその地位を確保している。ISC設立以来、我が国は事務局長を派遣しており、大きな影響力を行使している。 ・事務局長を選出するに当たっては、コンセンサスによるよう各国への働きかけを行ってきた。
	5 日本の拠出金等の執行管理におけるPDCAサイクルの確保	・以下のとおりPDCAサイクルは確保されている。 PLAN:ISC事務局が次年度の事業計画及び予算案を作成し、締約国代表からなる年次総務会前に各国に配布。総務会においてISC事務局から説明を受け、検討の上、承認している。 DO: 拠出金の支払い。事業計画に基づき予算を執行。締約国等により、活動内容をモニタリング。 CHECK:ISC事務局が総務会に提出する事務局長報告書及び会計報告書を締約国が確認し、事業計画に基づく事業の実施及びその成果につき評価している。また、毎年、ISC事務局は外部の会計事務所による会計監査を受け、その報告書を各締約国に送付している。 ACT: 監査結果等を踏まえ、総務会その他の機会において事務局長他との会合を持ち、ISC事務局運営、予算の執行及び事業の改善について協議を行う。 ・年に一度の総務会における機会を含め緊密に連携している。
担当課室名		海上安全保障政策室